

こども食堂ネットワークぐんま 運営規約

(名 称)

第1条 名称は、こども食堂ネットワークぐんま（以下、「本会」という。）という。

(所在地)

第2条 本会の事務局は前橋市新前橋町13-12、群馬県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、こども食堂を始めたい人、行きたい人、手伝いたい人等を結びつけることや群馬県内でこども食堂を運営している人たちが交流し、こども食堂の輪を広げるための連絡会とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) こども食堂実施団体等の交流、情報交換、研修
- (2) こども食堂に関する広報、啓発
- (3) こども食堂に関する情報提供、立ち上げ支援
- (4) こども食堂に関する調査研究
- (5) その他、上記目的に沿ったこども食堂の円滑な実施に関して必要な活動

(構成員)

第5条 構成員は、群馬県内において、こども食堂を運営する個人および団体、フードバンクとする。

(会 費)

第6条 本会の会費は、年2,000円とする。

(役 員)

第7条 本会の運営にあたり次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 書記 1人

2 役員の任期は2年とする。

3 (1)～(4)の役員は役員会を構成する。

(役員を選任等)

第8条 役員を選出は、構成員の互選によるものとする。

(会 議)

第9条 本会の執行機関は役員会、議決機関は総会とする。

2 役員会、総会は、代表が招集する。

- 3 総会の議長は、互選とする。
- 4 役員会、総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数により議事を決する。
- 5 やむを得ない理由のため、役員会、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代表者にその権限を委任し、または書面をもって議決に加わることができる。
- 6 役員会、総会には、関係者の参画を求め意見を聴取することができる。
- 7 総会は年1回開催するものとする。必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(業 務)

第10条 役員会、総会は、次の事項を審議決定する。

2 役員会

- (1) 総会に附議する事項
- (2) その他代表が附議した事項

3 総会

- (3) 役員を選任
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 運営規約の改正
- (7) その他代表が付議した事項

(その他必要な事項)

第11条 この運営規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

規約施行日は 平成30年7月15日とする。